

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、令和6年度から令和9年度までの4か年をかけて、市内78消防出張所の体制を変更します。

2 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和7年度までに、鶴見、神奈川、西、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子消防署の消防出張所を対象として実施しています。

令和8年度は、金沢、港北、緑、青葉消防署の消防出張所が対象となります。

3 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職の24時間当直勤務によるマネジメント体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

<現行体制>

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

<今後の体制>

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人才培养（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安心・安全を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

<現行体制>

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

<今後の体制>

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

<現行体制>

地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

<今後の体制>

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となつた対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。